

平成23年2月28日

行政刷新担当大臣 蓮 舫 様

全国伝統薬連絡協議会  
会 長 井原 正登

## 「伝統薬の電話等による通信販売」を存続するための制度改正等の要望

貴大臣におかれましては、事業仕分けを始め、日頃から多岐に亘る国民のためのご活躍を拝見し、深甚の敬意を表する次第です。

さて、私ども全国伝統薬連絡協議会では、平成21年6月の薬事法改正省令の施行の経過措置が本年5月末に終わると、伝統薬の郵便等販売が全くできなくなるので、化学薬品を主に配合した医薬品が体質に合わないため伝統薬で救われてきた患者の方々が、薬を入手することが困難になるばかりでなく、伝統薬会社自体の経営破綻も危惧されます。そこで、幾度となく厚生労働省に対して郵便等販売を規制する省令の見直しを要望して参りました。

当協議会では、省令の改正を訴える一方で、現行制度のもとで電話等による販売を薬局等での販売に移行可能かどうかを関係各所と協議を行って参りました。先般も、薬局等の営業に最も関係の深い日本薬剤師会に、伝統薬を薬局等での販売に移行する条件についての提案を行いました。日本薬剤師会としては受けられないとのご返答がありました。薬局等での販売へ移行しても、採算が取れず、顧客ロスが加速度的に進むことが懸念され、経営危機に至るとの結論に達しました。(詳細は添付資料参照)

また、厚生労働省においては、リスク区分の見直しも行われています。これは科学的検証により十分に審議したうえで、見直していただくとしても、今回の改正省令の根本的課題を解決するものではありません。

現在の伝統薬の困窮状況については、貴大臣自ら当協議会会員のハツ目製薬を視察され、実感されていることと拝察いたしております。このまま制度が見直されずに、5月に経過措置が終わると、「伝統薬会社が経営危機に陥り雇用問題が発生すること」、「身体的理由で外出困難な人等が電話で伝統薬を購入できなくなること」、「伝統薬の愛用者の中には入手できないことにより病状悪化の恐れがある人もいること」など、生活者が困窮する事態になることを憂慮しています。このような事態を招かないよう、規制仕分けにより、郵便等販売規制が撤廃されることを切に願っております。

どうか伝統薬会社の窮状をご賢察のうえ、下記要望へのご対応を心からお願い申し上げます。

### 記

#### [要望事項]

1. 規制仕分けによる通信販売（郵便等販売）規制の撤廃決定
2. 新たな制度が整備されるまで、通信販売（郵便等販売）規制の規定を適用しないとする措置

以上

(添付資料)

伝統薬の生き残りをかけた切望